



ご遺族のための

おくやみハンドブック



このたびのご親族さまのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた後の手続きについては、亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族さまの大きな負担となっております。

ご遺族さまが必要な手続きを少しでも安心して進められるよう、職員が市役所内での巡回すべき担当課をご案内しサポートをいたします。

サポートを希望される場合は、ご希望の3日前までにお電話ください。職員の同行を求めない場合は、電話での予約は必要ありません。（サポートを利用せず、直接各課の窓口でお手続きいただくこともできます。）

皆様のお手続きの一助となれば幸いです。

市民課 お客様サービス係 ☎ 0866-92-8388

お手元に「ご遺族のためのおくやみハンドブック」をご用意ください

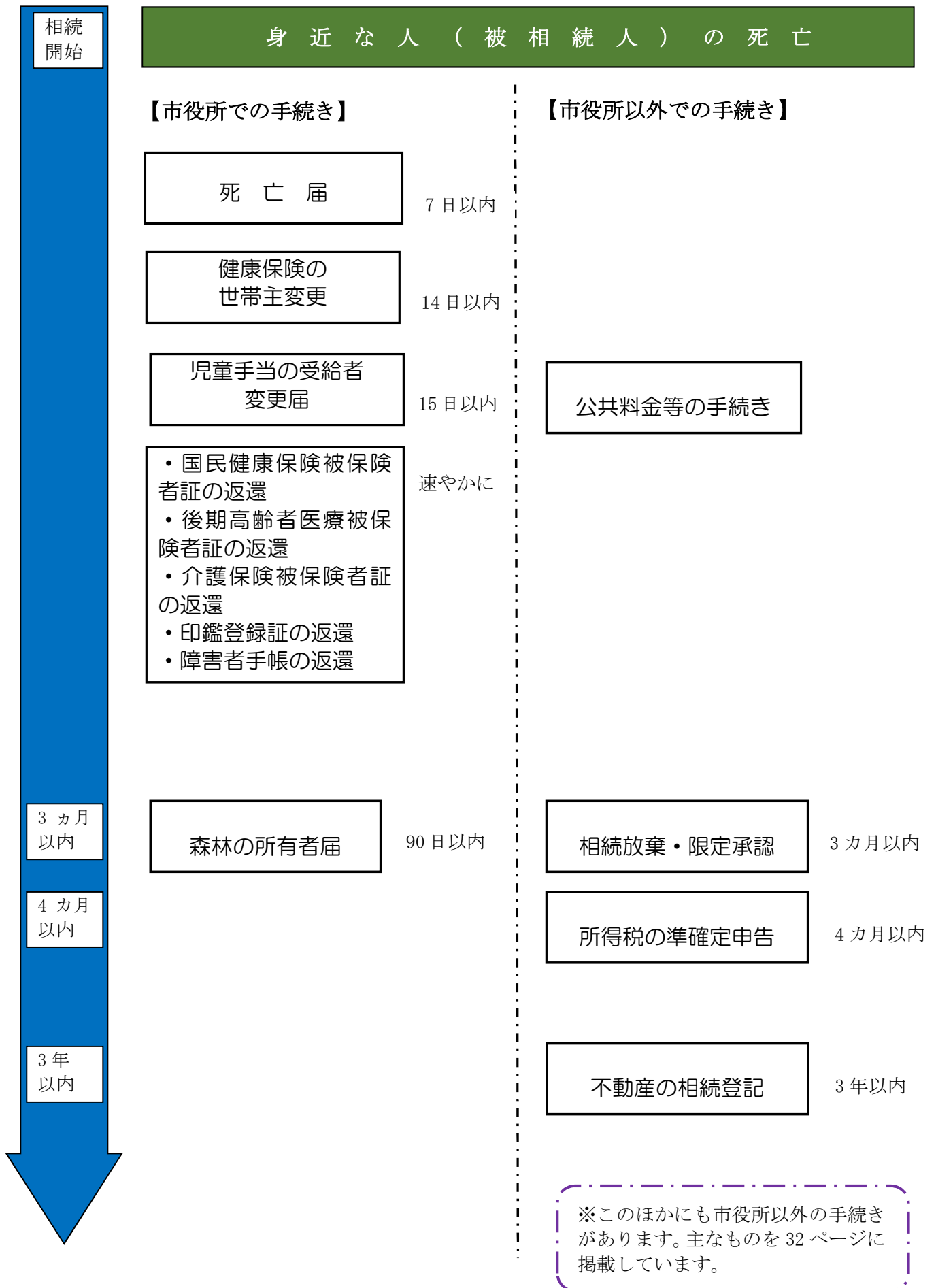
受付時間 (月)～(金) 9:00～17:00

土日祝、12/29～1/3を除く

目 次

1	身近な人が亡くなった場合の主な手続き・届出の流れ	1
2	おくやみコーナーにお持ちいただく共通のもの	2
3	市役所の手続きチェックリスト	3
4	委任状に関するご案内	5
5	委任状	6
6	市役所での手続き	
	住民関係	7
	国民健康保険	8
	後期高齢者医療保険	8
	国民年金	9
	介護保険	11
	障がい者（児）	12
	税金	14
	農地・森林	16
	上・下水道	16
	こども	
	児童手当	18
	小児医療費	19
	児童扶養手当	19
	ひとり親家庭等医療費	20
	未熟児療育医療費	20
	児童年金	21
	保護者死亡見舞金	21
	児童福祉年金	22
	特別児童扶養手当	23
	保育所・幼稚園等	24
	学校	26
	市営墓地	27
	市営住宅	28
	飼い犬	29
	図書館	29
	市議会議員年金	30
	災害	30
	空き家	31
7	葬儀後の主な手続き（市役所以外のもの）	32

1 身近な人が亡くなった場合の主な手続き・届出の流れ



2 おくやみコーナーにお持ちいただく共通のもの

●ご遺族のもの

認印(相続人代表 及び 葬祭執行者(喪主))

お越しいただく方の本人確認書類

○写真付きのもの

運転免許証, マイナンバーカード, パスポート, 障がい者手帳 など

○写真付きのものがない場合は以下から2点

被保険者証(健康保険・介護保険), 年金手帳 など

預貯金通帳(葬祭執行者(喪主))

※亡くなった方が国民健康保険 または 後期高齢者医療保険に加入していた場合,
葬祭費を請求できます。保険料等の還付がある場合, 後日, 担当課から連絡があります。

新たな引き落口座がわかるもの(預貯金通帳・銀行届出印・キャッシュカード)

※亡くなった方名義の預貯金通帳から市税や保険料を口座引き落されていて, 新たに
引き落を設定する場合

3 市役所の手続きチェックリスト

亡くなられた方についての主な手続きを記載しています。

おくやみブック事前確認用にお使いください。

手続き期限、手続きできる人、お持ちいただくものなどを参照ページで確認してください。

項目	亡くなられた方の情報について	必要なものなど（はいの場合）	チェック	参照ページ
住民	印鑑登録をしていましたか	・印鑑登録証		7
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちでしたか	返還の必要はありません		7
	亡くなられた方は3人以上（いずれも15歳以上）の世帯の世帯主でしたか	・印鑑 ・届出人の本人確認書類		7
健康保険	国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証はお持ちでしたか	・保険証（亡くなられた方のもの） ・印鑑 ・喪主の口座情報のわかる通帳等 ・高額療養費の受取口座情報のわかる通帳等		8
年金	公的年金を受け取っていましたか	状況に応じてお持ちいただくものが異なりますので、個別にご案内します。		9～10
介護保険	65歳以上の方または要介護（要支援）認定を受けていましたか	・介護保険被保険者証		11
福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳		12
	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちでしたか	・自立支援医療受給者証		13
	心身障害者医療費受給資格証をお持ちでしたか	・心身障害者医療費受給資格証		13
	特別障害手当、障害児福祉手当を受給されておりましたか	届出が必要です		13
税	市税を納付していましたか	・本人確認書類 ・相続人であることが確認できる書類（写し可）		14
	口座から市税を引き落としておりましたか	新たに申込される方は金融機関での手続きが必要です		14
	土地・家屋を所有しておりましたか ※登記・未登記に関わりません	・現所有者に該当する方の本人確認書類 ・相続人であることが確認できる書類（写し可）		14
	原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有しておりましたか	・本人確認書類 ・相続人であることが確認できる書類（写し可） ・車両の登録内容がわかる書類（標識交付証明書等）		15
農地・森林	農地を所有しておりましたか	手続きが必要です		16
	森林を所有しておりましたか	・登記事項証明書の写しなど、新たな所有者に所有権があることを証明する書類 ・森林の位置を示す図面		16
上下水	水道・下水道の名義人でしたか	電話でも手続きできます		16
	口座から水道・下水道の料金を引き落としておりましたか	新たに申込される方は金融機関での手続きが必要です		17
	井戸水を下水道に流されておりましたか	手続きが必要です		17
	農業集落排水（総社区域）を使用されておりましたか	手続きが必要です		17

項目	亡くなられた方の情報について	必要なものなど（はいの場合）	チェック	参照ページ
こども	児童手当を受給していましたか または、受給対象の児童でしたか	・マイナンバーがわかるもの ・振込口座が分かる通帳等		18
	小児医療費受給資格者証をお持ちでしたか	・小児医療費受給資格者証		19
	児童扶養手当を受給していましたか または、受給対象の児童でしたか	・児童扶養手当証書 ・児童の振込口座がわかる通帳等		19
	ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちでしたか	・ひとり親家庭医療費受給資格証		20
	中学生までの子どもの父母でしたか	・子どもの戸籍謄本（本籍が総社市の場合は不要です） ・新たな受給者の振込口座のわかる通帳等		21
	児童年金の受給資格該当児童でしたか	届出が必要です		21
	児童福祉年金を受給していましたか	・子の障害者手帳 ・新たな受給者の振込口座のわかるもの		22
	特別児童扶養手当を受給していましたか	・申請者と対象児童が記載された戸籍謄（抄）本 ・受給者証 ・新たな受給者の振込口座のわかる通帳等 ・手当証書		23
保育所等	保育所・幼稚園等を利用していましたか	個別の状況に応じてご案内します		24
	認可外保育施設等利用費が無償でしたか	届出が必要です		25
	通所受給者証をお持ちでしたか	・通所受給者証 新たな保護者の個人番号が分かるものまたは課税証明書が必要となることがあります		25 ～ 26
学校	就学援助が認定されていましたか	・新たな保護者の振込口座がわかる通帳等		26
	特別支援教育就学奨励費が認定されていましたか	学校経由で手続きしてください		26
	給食申込の保護者でしたか	学校経由で変更の手続きをしてください		26
	給食引き落口座名義人でしたか	銀行又は郵便局で変更の手続きをしてください		27
	学籍簿上の保護者でしたか	保護者の変更手続きが必要です。		27
市営墓地	市営墓地を使用していましたか	・死亡者との関係がわかる書類（戸籍等） ・市営墓地使用許可証 ・埋火葬許可証または火葬証明書		27
その他	市営住宅にお住まいでしたか	・印鑑 個別の状況に応じてご案内します		28
	犬の飼い主の方でしたか	名義変更届が必要です		29
	図書館は利用していましたか	・貸出中の本		29
	市議会議員年金受給者でしたか	・印鑑 個別の状況に応じてご案内します		30
	災害でなくなりましたか	災害弔慰金が支給されます		30
	家屋は引き続き居住しますか	空き家となる場合はご相談ください		31

4 委任状に関するご案内

死亡に伴う手続きを、ご遺族の方など(7ページ以降の手続きできる人)が行えない場合に、代理の方が行う場合には、委任状が必要となりますので、6ページの委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

代理の方が行う場合（委任状が必要になる場合）とは、

【例えば】

- ・死亡に伴う手続きでは、7ページ以降の「手続きできる人」ではない場合
- ・戸籍の請求では、親・子・孫など直系の親族ではない場合など
- ・住民票の請求では、同一世帯の人ではない場合など
- ・税に関する証明では、相続人ではない場合など

【掲載している委任状の様式】○死亡に関する手続き用

※委任状は指定の様式を使用してください。ない場合は、任意の様式でも有効です。

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要になります。

年金事務所用の委任状は、市役所健康医療課保険年金係で配布しています。

また、年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードすることもできます。

【お問い合わせ】

○世帯主変更、戸籍(除籍)謄本・住民票について
市民課 (0866)92-8247

○年金手続きについて
健康医療課 (0866)92-8257
「ねんきんダイヤル」(0570)05-1165

○国民健康保険・後期高齢者医療保険について
健康医療課 (0866)92-8257

○介護保険について
長寿介護課 (0866)92-8369

○障がい者について
福祉課 (0866)92-8269

○市税の手続き・税に関する証明書について
市県民税・国民健康保険税 : 税務課市民税係 (0866)92-8234
固定資産税 : 税務課資産税係 (0866)92-8236
軽自動車税・税に関する証明書 : 税務課税政係 (0866)92-8238

○児童手当・小児医療の手続きについて
こども課 (0866)92-8268

○保育所・幼稚園の手続きについて
こども夢づくり課 (0866)92-8265

○小・中学校の手続きについて
教育総務課 (0866)92-8353
学校教育課 (0866)92-8358

○市営住宅について
建築住宅課 (0866)92-8287

○墓地・飼い犬について
環境課 (0866)92-8339

5 委任状 (死亡に関する手続き用)

記入される前にお読みください

※必ず委任者が代理人, 委任事項を**自書・押印し**, 原本を提出してください。

※下記の委任行為, 委任事項について, 委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が
取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日から**3ヶ月以内**に窓口にお越しください。

委 任 状

(宛先)総社市長

令和 年 月 日 作成

委任者(頼む方(手続きできる人など))

住所

氏名 _____ 印

(生年月日 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日)

連絡先電話番号 _____

お亡くなりになった方の氏名

の死亡に伴う下記の事項について, 次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名 _____

委任事項(委任する事項に☑を付してください)

- 世帯変更に関する手続き
- 未支給年金または遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍(除籍), 改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 国民年金及び国民健康保険, 後期高齢者医療保険, 介護保険, 障がい者 の請求に関する手続き
- 市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の手続き
- 市税に関する証明書等の交付申請及び受領に関する権限
- 小児医療, 児童手当, 保育所, 幼稚園, 障害児通所支援, 学校の手続き
- 市営住宅, 墓地, 飼い犬の手続き

6 市役所での手続き

住 民 関 係

A	印鑑登録証
手続き	亡くなられた方が印鑑登録証を持たれていた場合、返還または処分が必要です。
お持ちいただくもの	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証
手続きできる人	ご遺族
手続き期限	特になし
手続き窓口	市民課 戸籍住民登録係 ☎(0866)92-8247
B	住民基本台帳カード
手続き	亡くなられた方が住民基本台帳カードを持たれていた場合、 <u>返還の必要はありません。</u>
手続き期限	特になし
手続き窓口	市民課 戸籍住民登録係 ☎(0866)92-8247
C	マイナンバーカード・通知カード
手続き	亡くなられた方がマイナンバーカード・通知カードを持たれていた場合、相続などの手続きでマイナンバーが必要となる場合があります。 <u>返還の必要はありません。</u>
手続き期限	特になし
手続き窓口	市民課 戸籍住民登録係 ☎(0866)92-8370
D	世帯主変更
手続き	亡くなられた方が世帯主で、同一世帯に15歳以上の方が2人以上残された場合、世帯主変更の手続きが必要となる場合があります。 なお、新しく世帯主となられる方が明確な場合は、手続きの必要はありません。
お持ちいただくもの	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類
手続きできる人	新しく世帯主になる方 ※届出人は代理人でも可。ただし、代理人が手続きをするときは、新しく世帯主になる方の委任状が必要です。
手続き期限	亡くなられた日から 14日以内
手続き窓口	市民課 戸籍住民登録係 ☎(0866)92-8247

国民健康保険

A 葬祭費の支給申請

手続き

亡くなられた方が総社市国民健康保険被保険者である場合、葬祭執行者(原則として喪主の方)の申請により葬祭費5万円を支給します。

お持ちいただくもの

- 国民健康保険被保険者証(亡くなられた方のもの)
- 葬祭執行者(喪主)の預貯金通帳

手続きできる人 葬祭執行者(原則として喪主の方)

手続き期限 葬祭を行った日の翌日から**2年以内**

手続き窓口 健康医療課 保険年金係 ☎(0866)92-8257

後期高齢者医療保険

A 葬祭費の支給申請

手続き

亡くなられた方が75歳以上(または65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方)で後期高齢者医療被保険者である場合、葬祭執行者(原則として喪主の方)の申請により葬祭費5万円を支給します。

お持ちいただくもの

- 後期高齢者医療被保険者証(亡くなられた方のもの)
- 葬祭費の受取口座情報がわかるもの(預貯金通帳など)

【葬祭執行者(喪主)と葬祭費の受取口座の名義人が異なる場合のみ】

- 葬祭執行者(喪主)と受取口座の名義人の印鑑(認印可)

手続きできる人 葬祭執行者(原則として喪主の方)

手続き期限 葬祭を行った日の翌日から**2年以内**

手続き窓口 健康医療課 保険年金係 ☎(0866)92-8257

B 受領申立(兼高額療養費支給申請)書の提出

手続き

亡くなられた方が75歳以上(または65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方)で後期高齢者医療被保険者である場合、高額療養費などが死亡後に生じていたときは相続人代表者が支給を受けます。

お持ちいただくもの

- 高額療養費の受取口座情報がわかるもの(預貯金通帳など)

【相続人代表者と高額療養費の受取口座の名義人が異なる場合のみ】

- 相続人代表者と受取口座の名義人の印鑑(認印可)

【相続人代表者と亡くなられた方が住民票上別世帯の場合のみ】

- 続柄が確認できる戸籍謄本等の写し

手続きできる人 相続人代表者

手続き期限

高額療養費の対象となる診療月から**2年以内**(亡くなられた方の後期高齢者医療保険料の精算が発生する場合もありますので、なるべく早めにお手続きください)

手続き窓口 健康医療課 保険年金係 ☎(0866)92-8257

国民年金

A 未支給年金の請求および受給権者死亡届の提出

手続き

亡くなられた方が年金受給者の場合、国民年金の未支給年金の請求をすることができます。
また、受給権者死亡届の提出が必要です。

お持ちいただくもの

- 戸籍謄本または抄本（ご遺族と亡くなられた方の関係がわかるもの）
- 預貯金通帳（ご遺族のもの）
- 基礎年金番号通知書、年金手帳または年金証書（亡くなられた方のもの）
- マイナンバーが分かるもの（ご遺族のもの）

手続きできる人

生計を同一にしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他三親等内の親族

手続き期限

受給権者の年金の支払日の翌月の初日から**5年以内**

手続き窓口

健康医療課 保険年金係 ☎(0866)92-8257

その他

状況により、お手続きの上で必要になるものがあります。

(例) 【請求者が亡くなられた方と別住所の場合】

- 生計同一に関する申立書

B 遺族基礎年金の請求

手続き

亡くなられた方が国民年金の被保険者で保険料納付要件を満たす場合または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上あった場合、国民年金の遺族基礎年金の支給が受けられます。

お持ちいただくもの

- 戸籍謄本または抄本（ご遺族と亡くなられた方の関係がわかるもの）
- 預貯金通帳（ご遺族のもの）
- 基礎年金番号通知書、年金手帳または年金証書（亡くなられた方のもの）
- 市区町村長に提出した死亡診断書のコピー（亡くなられた方のもの）
- マイナンバーが分かるもの（ご遺族のもの）

手続きできる人

亡くなられた方によって生計を維持されていた子がいる配偶者・子

手続き期限

支給事由が生じた日の翌日から**5年**

手続き窓口

健康医療課 保険年金係 ☎(0866)92-8257

その他

状況により、お手続きの上で必要になるものがあります。

(例) 【請求者が亡くなられた方と別住所の場合】

- 生計同一に関する申立書

C 寡婦年金の請求	
手続き	亡くなられた方が、死亡日の前日において国民年金第1号被保険者としての納付期間が10年以上あり、婚姻関係が10年以上あり、死亡当時、夫に生計を維持されていた場合、国民年金の寡婦年金の支給が受けられます。
お持ちいただくもの	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本または抄本（ご遺族と亡くなられた方の関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> 預貯金通帳（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書、年金手帳または年金証書（亡くなられた方のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバーが分かるもの（ご遺族のもの）
手続きできる人	妻（事実婚関係含む）
手続き期限	支給事由が生じた日の翌日から 5年
手続き窓口	健康医療課 保険年金係 ☎(0866)92-8257
その他	状況により、お手続きの上で必要になるものがあります。 (例)【請求者が亡くなられた方と別住所の場合】 <input type="checkbox"/> 生計同一に関する申立書
D 死亡一時金の請求	
手続き	亡くなられた方が、国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡された場合、国民年金の死亡一時金を請求できます。
お持ちいただくもの	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本または抄本（ご遺族と亡くなられた方の関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> 預貯金通帳（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書または年金手帳（亡くなられた方のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバーが分かるもの（ご遺族のもの）
手続きできる人	生計を同一にしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
手続き期限	死亡日の翌日から 2年
手続き窓口	健康医療課 保険年金係 ☎(0866)92-8257
その他	状況により、お手続きの上で必要になるものがあります。 (例)【請求者が亡くなられた方と別住所の場合】 <input type="checkbox"/> 生計同一に関する申立書

介護保険

A 介護保険被保険者証等

手続き

亡くなられた方が65歳以上または40歳から64歳までの方で介護保険要介護認定を受けられていた場合、介護保険被保険者証等の返還が必要です。

お持ちいただくもの

- 介護保険被保険者証
- 負担割合証（交付されている方）
- 負担限度額認定証（交付されている方）
- 利用者負担額減額・免除等認定証（交付されている方）

手続きできる人 亡くなられた方の親族など

手続き期限 速やかに

手続き窓口 長寿介護課 介護保険係 ☎(0866)92-8369

障がい者(児)

A 身体障害者手帳

手続き

亡くなられた方が身体障害者手帳を持たれていた場合、返還が必要です。

提出いただく書類

- 身体障害者手帳返還届

お持ちいただくもの

- 身体障害者手帳

手続きできる人 ご遺族

手続き期限 速やかに

手続き窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎(0866)92-8269

B 療育手帳

手続き

亡くなられた方が療育手帳を持たれていた場合、返還が必要です。

提出いただく書類

- 療育手帳返還届

お持ちいただくもの

- 療育手帳

手続きできる人 ご遺族

手続き期限 速やかに

手続き窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎(0866)92-8269

C 精神障害者保健福祉手帳

手続き

亡くなられた方が精神障害者保健福祉手帳を持たれていた場合、返還が必要です。

提出いただく書類

- 精神障害者保健福祉手帳返還届

お持ちいただくもの

- 精神障害者保健福祉手帳

手続きできる人 ご遺族

手続き期限 速やかに

手続き窓口 福祉課 障がい福祉係 ☎(0866)92-8269

D 自立支援医療受給者証(精神通院)	
手続き	亡くなられた方が自立支援医療受給者証(精神通院)を持たれていた場合、返還が必要です。
提出いただく書類	●自立支援医療受給者証等返納・廃止届(精神通院)
お持ちいただくもの	□自立支援医療受給者証(精神通院)
手続きできる人	ご遺族
手続き期限	速やかに
手続き窓口	福祉課 障がい福祉係 ☎(0866)92-8269
E 心身障害者医療費受給資格者証	
手続き	亡くなられた方が心身障害者医療費受給資格証を持たれていた場合、返還が必要です。
提出いただく書類	●心身障害者医療費受給資格喪失届
お持ちいただくもの	□心身障害者医療費受給資格証
手続きできる人	ご遺族
手続き期限	速やかに
手続き窓口	福祉課 障がい福祉係 ☎(0866)92-8269
F 特別障害者手当・障害児福祉手当	
手続き	亡くなられた方が特別障害者手当・障害児福祉手当を受給されていた場合、届出が必要です。
提出いただく書類	●障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当死亡届
手続きできる人	ご遺族
手続き期限	速やかに
手続き窓口	福祉課 障がい福祉係 ☎(0866)92-8269

税 金

A 税金の納付確認

手続き

亡くなられた方に課税がある場合、市税の納付確認が必要です。

お持ちいただくもの

- 来庁された方の本人確認書類
- 相続人であることが確認できる書類(写し可)
- 相続放棄の手続きをお済ませの場合は、相続放棄申述受理書(写し)

手続きできる人

相続人

※亡くなられた方が相続人代表者の場合は、その被相続人の相続人

手続き期限

速やかに

手続き窓口

税務課 納税係 ☎(0866)92-8239

その他

口座振替を希望される方は「口座振替依頼書」を依頼する金融機関へ提出してください。
亡くなられた方名義の口座から税金を引き落としている場合はお申し出ください。

B 土地・家屋の現所有者の申告

手続き

亡くなられた方が固定資産所有者の場合、納税通知書等を受領する方を決めていただく「相続人代表者」の指定を兼ねる申告書(「現所有者申告書」)の提出が必要です。

資産が未登記の家屋の場合、「家屋課税(補充)台帳登録・変更届」の提出が必要です。

提出いただく書類

- 現所有者申告書
- 家屋課税(補充)台帳登録・変更届 (未登記の家屋がある場合)

お持ちいただくもの

- 現所有者に該当される方々の本人確認書類
- 相続人であることが確認できる書類(写し可)
- 法定相続人以外の方が代表者となる場合は、遺言書等の写し
- 相続放棄の手続きをお済ませの場合は、相続放棄申述受理書(写し)

手続きできる人

相続人

※亡くなられた方が相続人代表者の場合は、その被相続人の相続人

手続き期限

相続が生じたことを知った日の翌日から**3か月以内**

手続き窓口

税務課 資産税係 ☎(0866)92-8236

C 軽自動車等の名義変更・廃車	
手続き	亡くなられた方が軽自動車等の納税義務者である場合、原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の名義変更・廃車の手続きが必要です。
提出いただく書類等	<p>【名義変更の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 <p>【廃車の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>来庁された方の本人確認書類 <input type="checkbox"/>相続人であることが確認できる書類(写し可) <input type="checkbox"/>車両の登録内容が分かる書類(標識交付証明書等) <p>【廃車の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ナンバープレート
手続きできる人	相続人
手続き期限	速やかに
手続き窓口	税務課 税政係 ☎(0866)92-8238
その他	<p>軽二輪(125cc超)・二輪の小型自動車は中国運輸局岡山運輸支局で、軽自動車(三輪以上)は軽自動車検査協会岡山事務所で、手続きを確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国運輸局岡山運輸支局 ☎(050)5540-2072 ・軽自動車検査協会岡山事務所 ☎(050)3816-3084

農地・森林

A 農地の相続(権利取得の届出)

手続き

亡くなられた方が総社市内の農地を所有している場合、または、農地の賃借権等を有している場合、農地基本台帳上の耕作者を変更する手続きが必要です。

※登記簿上の所有者変更ではありません。

手続きできる人

農地の相続人

※相続人の親族が代理で手続きをすることも可能です。

手続き期限

権利を取得したことを知った時点から**おおむね10か月以内**

手続き窓口

農業委員会事務局 ☎(0866)92-8313

B 森林の所有者届出

手続き

亡くなられた方が森林を所有している場合、森林の所有者が変更された際、新たな所有者を届け出てください。
※山林および保安林、いずれも対象です。

お持ちいただくもの

- 登記事項証明書の写しなど、新たな所有者に所有権があることを証明する書類
- 森林の位置を示す図面(任意の図面におおまかな位置を記入してください。)

手続きできる人

新しく森林の所有者となった方

手続き期限

土地の所有者となった日から**90日以内**

手続き窓口

農林課 農林係 ☎(0866)92-8271

上・下水道

A 水道・下水道の名義変更

手続き

水道・下水道の使用名義人が亡くなられた場合に、名義を変更する手続きです。
(あわせて、C 水道料金・下水道使用料の口座振替の名義変更が必要な場合があります。)

提出いただく書類等

- 給水届(電話でも手続き可能です。)

手続きできる人

亡くなられた方の親族等

手続き期限

速やかに

手続き窓口

総社のお水お客様センター ☎(0866)92-8326(清音出張所内)

B	水道の閉栓
手続き	水道の使用名義人が亡くなられて今後使用されない場合に、水道を止める手続きです。
提出いただく書類等	●給水届 (電話でも手続き可能です。水道と併せて下水道を使用されている場合は、本手続きにより下水道の使用も中止になります。)
手続きできる人	亡くなられた方の親族等
手続き期限	速やかに
手続き窓口	総社の水お客様センター ☎(0866)92-8326(清音出張所内)
C	水道料金・下水道使用料の口座振替の名義変更
手続き	水道料金等を口座振替している銀行口座の名義人が亡くなられた場合に、名義を変更する手続きです。 該当の金融機関に市税等口座振替依頼書(ゆうちょ銀行の場合は、水道料金自動払込利用申込書、下水道使用料等自動払込利用申込書)を提出してください。(市内の金融機関窓口で配布されています。新たな水道・下水道の使用名義人の押印及び、口座振替をする銀行口座の届出印の押印が必要です。)
提出いただく書類	●市税等口座振替依頼書(該当の金融機関へ) 総社の水お客様センターから用紙をお送りすることは可能ですが、提出は金融機関へお願いします。
手続きできる人	亡くなられた方の親族等
手続き期限	速やかに
手続き窓口	該当の金融機関
D	農業集落排水 使用人数の変更(総社区域のみ)
手続き	総社区域(秦, 江崎, 新本, 下原, 下林, 長良, 山田)の農業集落排水処理施設を使用されている方は、使用人数により使用料を計算しておりますので、使用中止または人数変更の手続きが必要です。
提出いただく書類	●排水処理施設使用人数異動届 総社市ホームページから、様式のダウンロードや電子申請が可能です。用紙の送付依頼は総社の水お客様センターへお願いします。
手続きできる人	亡くなられた方の親族等
手続き期限	速やかに
手続き窓口	総社の水お客様センター ☎(0866)92-8326(清音出張所内)
E	井戸水使用人数の変更
手続き	井戸水を下水道に流されている方は使用人数により使用料(公共下水道・農業集落排水処理施設)を計算しておりますので、使用中止または人数変更の手続きが必要です。
提出いただく書類	●総社市公共下水道・農業集落排水処理施設井戸水使用人数届 総社市ホームページから、様式のダウンロードや電子申請が可能です。用紙の送付依頼は総社の水お客様センターへお願いします。
手続きできる人	亡くなられた方の親族等
手続き期限	速やかに
手続き窓口	総社の水お客様センター ☎(0866)92-8326(清音出張所内)

こども

●児童手当

- ・ 受給者の変更
- ・ 未払手当の請求
 - ・ 額の改定または受給事由の消滅

A	受給者の変更
手続き	児童手当支給対象児童がいる受給者が亡くなられた場合、児童手当の受給資格が消滅します。児童手当を引き続き受給するためには、新しい申請者から「児童手当・特例給付認定請求書」の提出が必要です。
提出いただく書類	●児童手当・特例給付認定請求書
お持ちいただくもの	(新たに受給者となる方のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票) <input type="checkbox"/> 振込口座が分かる通帳またはキャッシュカード
手続きできる人	児童の保護者
手続き期限	亡くなられた日の翌日から 15日以内 (手続きが遅れると支給されない月が発生することがあります。)
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268
B	未支払手当の請求
手続き	児童手当支給対象児童がいる受給者が亡くなられた場合で、未払分の児童手当があるときは「未払児童手当請求書」の提出が必要です。
提出いただく書類	●未支払児童手当・特例給付請求書
お持ちいただくもの	<input type="checkbox"/> 振込口座が分かる通帳またはキャッシュカード (児童のもの)
手続きできる人	児童の保護者
手続き期限	亡くなられた日の翌日から 2年以内
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268
C	額の改定または受給事由の消滅
手続き	児童手当支給対象児童が亡くなられた場合、額改定または受給事由消滅のための届出が必要です。
提出いただく書類	●児童手当支給対象児童が亡くなられた場合で、同一世帯に支給対象児童がいるとき 「額改定届」 ●児童手当支給対象児童が亡くなられた場合で、同一世帯に支給対象児童がいないとき 「受給事由消滅届」
手続きできる人	児童手当受給者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268

●小児医療費

D	小児医療費
手続き 小児医療費受給資格者である児童が亡くなった場合、「小児医療費受給資格喪失届」の提出が必要です。	
提出いただく書類 ●小児医療費受給資格喪失届	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> 小児医療費受給資格者証	
手続きできる人	小児医療費受給資格者の保護者など
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268

●児童扶養手当

- ・受給資格者の死亡届/未支払手当の請求
- ・額の改定または資格の喪失

E	受給資格者の死亡届／未支払手当の請求
手続き 児童扶養手当受給者が亡くなった場合、「児童扶養手当受給資格者死亡届／未支払児童扶養手当請求書」の提出が必要です。 また、未支払児童扶養手当の振込先は原則、児童扶養手当の支給対象児童ですが、当該児童が幼少等の理由で親族等が代わって受領することも可能です。	
提出いただく書類 ●児童扶養手当受給資格者死亡届 ●未支払児童扶養手当請求書	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 振込口座が分かる通帳またはキャッシュカード（児童のもの）	
手続きできる人	亡くなった方の親族など
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268

F	額の改定または資格の喪失
手続き 児童扶養手当支給対象児童が亡くなった場合、額改定または資格喪失のための届出が必要です。	
提出いただく書類 ●児童扶養手当支給対象児童が亡くなった場合で、同一世帯に支給対象児童がいるとき 「児童扶養手当額改定(減額)届」 ●児童扶養手当支給対象児童が亡くなった場合で、同一世帯に支給対象児童がいないとき 「児童扶養手当資格喪失届」	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	
手続きできる人	児童扶養手当受給者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268

●ひとり親家庭等医療費

- ・ 受給資格の変更
- ・ 受給資格の喪失

G	受給資格の変更
手続き ひとり親家庭等医療費受給対象者の世帯員の方が亡くなられた場合、所得区分を再判定する必要があるため、「ひとり親家庭等医療費受給資格変更届」の提出が必要です。	
提出いただく書類 ●ひとり親家庭等医療費受給資格変更届	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証	
手続きできる人	ひとり親家庭等医療費受給対象者(親)
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268
H	受給資格の喪失
手続き ひとり親家庭等医療費受給対象者の方が亡くなられた場合、「ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届」の提出が必要です。 また、医療費の支給を受けている金融機関の口座名義人の方が死亡された場合、医療費の支給の際に「相続人代表届・確約書」の提出が必要な場合があります。	
提出いただく書類 ●ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届 【受取口座の名義人が死亡された場合】 ●相続人代表届・確約書	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証	
手続きできる人	ひとり親家庭等医療費受給対象者(親) または 同一世帯の人など
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268

●未熟児養育医療費

I	未熟児養育医療費
手続き 未熟児養育医療の受給者である児童の保護者が亡くなられた場合、「養育医療記載事項変更届」の提出が必要です。	
提出いただく書類 ●養育医療記載事項変更届	
手続きできる人	受給児童を現に養育している父母など
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268

●児童年金

- ・受給の申請
- ・資格の喪失

J	受給の申請
手続き 総社市に住所を有する義務教育修了前の児童の父母が亡くなられた場合、「児童年金支給申請書」等を提出することで、児童1人につき年額13,000円を支給します。	
提出いただく書類 ●児童年金支給申請書	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> 資格該当児童の戸籍謄本（本籍が総社市にある場合は不要） <input type="checkbox"/> 振込口座が分かる通帳 またはキャッシュカード（新たに受給者となる方のもの）	
手続きできる人	資格該当児童を現に養育している父母など
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268
K	資格の喪失
手続き 児童年金の受給資格該当児童が亡くなられた場合、「児童年金受給資格喪失届」の提出が必要です。	
提出いただく書類 ●児童年金受給資格喪失届	
手続きできる人	児童年金受給者（資格該当児童を現に養育している父母など）
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268

●保護者死亡見舞金

L	遺児激励金（保護者死亡見舞金）の申請
手続き 総社市に住所を有する児童が、義務教育諸学校在学中に保護者と死別された場合、「遺児激励金支給申請書」等を提出することで、児童1人につき12,000円を支給します。	
提出いただく書類 ●遺児激励金支給申請書	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> 資格該当児童の戸籍謄本（本籍が総社市にある場合は不要） <input type="checkbox"/> 振込口座が分かる通帳またはキャッシュカード	
手続きできる人	資格該当児童を現に養育している父母など
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268

●児童福祉年金

- ・受給者の変更
- ・未支給年金の変更
- ・資格の喪失

M	受給者の変更
<p>手続き 受給要件となる20歳未満の子がいる受給者が亡くなった場合、児童福祉年金の受給資格が消滅します。児童福祉年金を引き続き受給するためには、新しい申請者から「児童福祉年金支給申請書」の提出が必要です。</p>	
<p>提出いただく書類 ●児童福祉年金支給申請書</p>	
<p>お持ちいただくもの <input type="checkbox"/>子の障害者手帳または療育手帳 <input type="checkbox"/>振込口座が分かる通帳またはキャッシュカード（新たに受給者となる方のもの）</p>	
<p>手続きできる人 支給要件となる子を養育する方</p>	
<p>手続き期限 速やかに</p>	
<p>手続き窓口 こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268</p>	
N	未支給年金の請求
<p>手続き 受給要件となる20歳未満の子がいる受給者が亡くなった場合で、未支給分の児童福祉年金があるときは「債権者登録変更申請書」の提出が必要です。</p>	
<p>提出いただく書類 ●債権者登録変更申請書</p>	
<p>お持ちいただくもの <input type="checkbox"/>振込口座が分かる通帳またはキャッシュカード（新たに受給者となる方のもの）</p>	
<p>手続きできる人 支給要件となる子を養育する方</p>	
<p>手続き期限 速やかに</p>	
<p>手続き窓口 こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268</p>	
O	資格の喪失
<p>手続き 受給要件となる20歳未満の子が亡くなった場合で、同一世帯に他に支給対象児童がいないときは「児童福祉年金受給資格喪失届」の提出が必要です。</p>	
<p>提出いただく書類 ●児童福祉年金受給資格喪失届</p>	
<p>手続きできる人 児童福祉年金受給者(支給要件となる子を養育する方)</p>	
<p>手続き期限 速やかに</p>	
<p>手続き窓口 こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268</p>	

●特別児童扶養手当

- ・ 受給者の変更
- ・ 未払手当の請求
- ・ 額の改定または資格の喪失

P	受給者の変更
手続き 受給要件となる20歳未満の子がいる受給者が亡くなった場合、特別児童扶養手当の受給資格が消滅します。特別児童扶養手当を引続き受給するためには、新しい申請者から「新規認定請求書」の提出が必要です。	
提出いただく書類 ●新規認定請求書	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> 申請者と対象児童が記載された戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 診断書等(有効期限を過ぎている場合) <input type="checkbox"/> 振込口座が分かる通帳またはそのコピー(新たに受給者になる方のもの)	
手続きできる人	支給要件となる子を養育する方
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268
Q	未払手当の請求
手続き 受給要件となる20歳未満の子がいる受給者が亡くなった場合で、未払分の特別児童扶養手当があるときは「受給者死亡届兼未支払手当請求書」の提出が必要です。	
提出いただく書類 ●受給者死亡届兼未支払手当請求書	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> 手当証書 <input type="checkbox"/> 振込口座が分かる通帳またはそのコピー(対象児童のものに限る)	
手続きできる人	支給要件となる子を養育する方
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268
R	額の改定または資格の喪失
手続き 特別児童扶養手当支給対象児童が亡くなった場合、額改定または資格喪失のための届出が必要です。	
提出いただく書類 ●特別児童扶養手当支給対象児童が亡くなった場合で、同一世帯に支給対象児童が <u>いる</u> とき 「特別児童扶養手当額改定請求書(減額)」 ●特別児童扶養手当支給対象児童が亡くなった場合で、同一世帯に支給対象児童が <u>いない</u> とき 「資格喪失届」	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> 手当証書	
手続きできる人	特別児童扶養手当受給者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども課 子育て支援係 ☎(0866)92-8268

保育所・幼稚園等

●保育所・地域型保育事業所・幼稚園・認定こども園の手続き

- ・ 変更届
- ・ 退園届
- ・ 利用申込みの取下げ
- ・ 支給認定証の返還

A	変更届
手続き 保育所等を利用申込みまたは在籍している児童の保護者、同居の兄弟姉妹または同居の祖父母が亡くなった場合は、手続きが必要です。 児童の教育・保育給付認定と保育料算定等の対象者から、亡くなった方を除外する手続きです。	
提出いただく書類 ●変更届	
手続きできる人	保育所等を利用申込み または 在籍している児童の保護者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども夢づくり課 ☎(0866)92-8265 または 在籍する保育所等 ※幼稚園または認定こども園幼稚部に在籍している場合は、できるかぎり園での手続きをお願いします。
B	退園届
手続き 保育所等に在籍している児童が亡くなった場合、退園の手続きが必要です。	
提出いただく書類 ●退園届	
手続きできる人	保育所等に在籍している児童の保護者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども夢づくり課 ☎(0866)92-8265 または 在籍する保育所等 ※幼稚園または認定こども園幼稚部に在籍している場合は、できるかぎり園での手続きをお願いします。
C	利用申込みの取下げ
手続き 保育所等を利用申込み中の児童が亡くなった場合、利用申込みの取下げ手続きが必要です。	
手続きできる人	保育所等を利用申込みしている児童の保護者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども夢づくり課 ☎(0866)92-8265 または 在籍する保育所等 ※幼稚園または認定こども園幼稚部に在籍している場合は、できるかぎり園での手続きをお願いします。
D	支給認定証の返還
手続き 保育所の利用要件が認められる場合に行う教育・保育給付認定において、亡くなった方の氏名が表記された支給認定証が交付されている場合、返還が必要です。	
お持ちいただくもの <input type="checkbox"/> 支給認定証（交付されている方のみ）	
手続きできる人	保育所等を利用申込み または在籍している児童の保護者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども夢づくり課 ☎(0866)92-8265 または在籍する保育所等 ※幼稚園または認定こども園幼稚部に在籍している場合は、できるかぎり園での手続きをお願いします。

**●認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業，子育て援助活動支援事業，
私立幼稚園（未移行），幼稚園・認定こども園の預かり保育事業の手続き
・変更届**

E	変更届
<p>手続き 施設等利用費の無償化対象となっている(給付認定を受けている)児童や保護者が亡くなった場合、手続きが必要です。 お手続きにより、認定の消滅又は保護者の変更を行います。</p>	
<p>提出いただく書類 ●変更届</p>	
<p>手続きできる人 施設等利用費の無償化対象となっている(給付認定を受けている)児童の保護者</p>	
<p>手続き期限 速やかに</p>	
<p>手続き窓口 こども夢づくり課 ☎(0866)92-8265 ※幼稚園または認定こども園幼稚部に在籍している場合は、できるかぎり園での手続きをお願いします。</p>	

●障害児通所の手続き

- ・利用申込みの取下げまたは保護者の変更
- ・通所受給者証の返還
- ・保護者の変更，利用者負担額の変更

F	利用申込みの取下げまたは保護者の変更
<p>手続き 療育を利用申込み中の児童が亡くなった場合、利用申込みの取下げ手続きが必要です。 療育を利用申込み中の保護者が亡くなった場合、保護者の変更手続きが必要です。</p>	
<p>お持ちいただくもの ※新たに保護者となる方が総社市に住民票がない期間があった場合は、個人番号が分かるものまたは課税証明書が必要となることがあります。</p>	
<p>手続きできる人 療育を利用申込みしている児童の保護者 ※保護者から代理権を授与された代理人でも手続き可能です。</p>	
<p>手続き期限 速やかに</p>	
<p>手続き窓口 こども夢づくり課 ☎(0866)92-8265</p>	
G	通所受給者証の返還
<p>手続き 療育を利用している児童が亡くなった場合、通所受給者証の返還が必要です。</p>	
<p>お持ちいただくもの <input type="checkbox"/>通所受給者証</p>	
<p>手続きできる人 療育を利用している児童の保護者等</p>	
<p>手続き期限 速やかに</p>	
<p>手続き窓口 こども夢づくり課 ☎(0866)92-8265</p>	

H 保護者の変更, 利用者負担額の変更	
手続き	療育を利用している児童の保護者が亡くなられた場合や世帯員が亡くなられた場合, 保護者の変更手続きや利用者負担額の変更手続きが必要です。
お持ちいただくもの	<input type="checkbox"/> 通所受給者証 ※新たに保護者となる方が総社市に住民票がない期間があった場合は, 個人番号が分かるものまたは課税証明書が必要となることがあります。
手続きできる人	療育を利用している児童の保護者 ※保護者から代理権を授与された代理人でも手続き可能です。
手続き期限	速やかに
手続き窓口	こども夢づくり課 ☎(0866)92-8265

学 校

A 就学援助の再申請	
手続き	就学援助が認定になった方で, 申請者または振込口座名義人の方が亡くなられた場合, 申請者または振込口座名義人を変更する手続きが必要です。
お持ちいただくもの	<input type="checkbox"/> 預金通帳 (新たに申請者となる方のもの)
手続きできる人	対象児童・生徒の保護者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	教育総務課 総務係 ☎(0866)92-8353
B 特別支援教育就学奨励費の再申請	
手続き	特別支援教育就学奨励費が認定になった方で, 申請者の方が亡くなられた場合, 申請者を変更する手続きが必要です。
手続きできる人	対象児童・生徒の保護者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	教育総務課 総務係 ☎(0866)92-8353
その他	学校経由で変更の手続きをしてください。
C 給食申込の変更届	
手続き	給食申込書の保護者が亡くなられた場合, 保護者を変更する手続きが必要です。
手続きできる人	対象児童・生徒の保護者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	教育総務課 総務係 ☎(0866)92-8353
その他	学校経由で変更の手続きをしてください。

D	給食費引き落とし口座の変更
手続き	給食費の引き落とし口座名義の方が亡くなられた場合、引き落とし口座名義人を変更する手続きが必要です。
手続きできる人	対象児童・生徒の保護者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	教育総務課 総務係 ☎(0866)92-8353
その他	銀行又は郵便局で変更の手続きをしてください。

E	学籍事項の変更届
手続き	亡くなられた方が学齢簿上の保護者の場合、保護者を変更する手続きが必要です。
手続きできる人	親権者
手続き期限	速やかに
手続き窓口	学校教育課 ☎(0866)92-8358

市 営 墓 地

A	使用权の承継
手続き	市営墓地の使用者が亡くなられた場合、使用权の継承手続きが必要です。
提出いただく書類	●市営墓地使用継承許可申請書
お持ちいただくもの	□死亡者との関係を示す書類(戸籍等) □市営墓地使用許可証
手続きできる人	戸籍で血縁関係が確認できる親族
手続き期限	速やかに
手続き窓口	環境課 環境係 ☎(0866)92-8339(清音出張所内)
B	埋葬届の提出
手続き	市営墓地に納骨される際、事前に届出が必要です。
提出いただく書類	●埋葬届
お持ちいただくもの	□埋火葬許可証または火葬証明書
手続きできる人	市営墓地の使用承継許可を受けた方
手続き期限	速やかに
手続き窓口	環境課 環境係 ☎(0866)92-8339(清音出張所内)

市 営 住 宅

A 入居者・同居者異動届

手続き

亡くなられた方が同居者の場合は、市営住宅の同居者から異動させる手続きが必要です。

提出いただく書類

- 入居者・同居者異動届

手続きできる人 入居者(市営住宅の名義人)

手続き期限 速やかに

手続き窓口 建築住宅課 営繕住宅係 ☎(0866)92-8287

B 市営住宅明渡届

手続き

亡くなられた方が入居者(市営住宅の名義人)で他に同居者がいない場合、市営住宅を退去する手続きが必要です。

提出いただく書類

- 市営住宅明渡届
- 市営住宅敷金返還請求書
- 敷金充当申出書 (未納家賃がある場合)

お持ちいただくもの

- 印鑑
- 敷金返還先の口座がわかるもの

手続きできる人 相続人等

手続き期限 速やかに

手続き窓口 建築住宅課 営繕住宅係 ☎(0866)92-8287

その他 片付けが終わるまでの家賃は相続人に納付していただきます。

C 入居継承認申請

手続き

亡くなられた方の同居者で1年以上同居しており、かつ収入が基準内の者が引続き当該市営住宅に入居する場合は、市営住宅の入居者(名義人)を変更する手続きが必要です。

提出いただく書類

- 入居継承認申請書

お持ちいただくもの

- 入居者(市営住宅の名義人)となる方の印鑑登録証明書
- 連帯保証人(2名)の印鑑登録証明書及び所得証明書

手続きできる人 当該同居者
※市に「入居者・同居者異動届」を提出していない同居者は手続きできません。

手続き期限 速やかに

手続き窓口 建築住宅課 営繕住宅係 ☎(0866)92-8287

その他

申請後、市と賃貸借契約を締結します。証明書類の提出は契約書を提出される時でかまいません。

飼 い 犬

A 名義・住所等の変更

手続き

犬の飼い主が亡くなられた場合、名義変更の届出が必要です。
なお、新たな犬の所在地が市外になる場合は、新たな犬の所在地である自治体で手続きをしてください。

提出いただく書類

●犬の登録事項変更届

手続きできる人 新たにその犬を飼われる方

手続き期限 速やかに

手続き窓口 環境課 環境係 ☎(0866)92-8339(清音出張所内)

図 書 館

A 図書館利用者カード

手続き

利用者カードを登録されている方が、亡くなられた場合の手続きです。
お亡くなりになられた方が、本を借りられている場合、本の返却が必要です。
※利用者カードの返却は必要ありません。

お持ちいただくもの

貸出中の本(借りられている場合)

手続きできる人 家族(別世帯でも可)

手続き期限 特になし

手続き窓口 図書館 ☎(0866)93-4422

その他

貸出中の本があるかどうか不明な場合は、電話等で確認してください。

市議会議員年金

A 議員年金の請求

手続き

亡くなられた方が市議会議員年金受給者であった場合、遺族年金の請求または受給権消滅の届出が必要です。

お持ちいただくもの

市議会議員共済会年金証書

手続きできる人 亡くなられた方の民法上の相続人

手続き期限 速やかに(5年間)請求しないときは時効により消滅します)

手続き窓口 議会事務局 庶務調査係 ☎(0866)92-8332

その他

状況により、お手続きの上で必要になるものがあります。

(例)【遺族年金の請求】

元議員の戸籍謄本(亡くなられた日のわかるもの)

請求者の戸籍謄本

請求者の預貯金通帳

【受給権消滅の届出】

年金受給者の除籍謄本((亡くなられた日のわかるもの)

請求者の戸籍抄本等(相続人であることのわかるもの)

請求者の預貯金通帳

災 害

A 災害弔慰金

手続き

災害により、亡くなられた市民のご遺族に対する災害弔慰金の支給です。

手続きの流れは、

- ① まずは、担当課での聞き取り調査
- ② 該当するようであれば、調査票等の提出
- ③ ご遺族、医療機関、福祉施設等から調書の提出
- ④ 審査会にて関連有無の決定
- ⑤ 災害弔慰金の支給

手続きできる人 ご遺族

手続き期限 特になし

手続き窓口 福祉課 福祉総務係 ☎(0866)92-8264

空 き 家

A 「そうじゃ空き家百選」への登録

手続き

相続する家屋が、今後空き家となる可能性があるときは、管理方法などの相談ができます。
売却・賃貸を希望される場合は、総社市が運営する空き家バンクシステム「そうじゃ空き家百選」へ登録することにより、不動産業者の選定や住まいを探されている方へのご紹介などをお手伝いします。（※市は売買、賃貸借の仲介にあたる行為は行いません。）

手続きできる人 所有者または代理人

手続き期限 特になし

手続き窓口 人口増推進室 ☎(0866)92-8308

7 葬儀後の主な手続き（市役所以外のもの）

★お亡くなりになられた方の状況によって、管轄の行政機関が一覧と異なる場合があります。また、必要な手続き、ご準備いただく書類、手続期限等に違いがありますので、あらかじめお問い合わせ先にご確認ください。

☑	種 別	お手続き先	その他（必要書類等参考）	お問い合わせ
	遺言書の検認	亡くなられた方の 住所地を管轄する 家庭裁判所	申立書，戸籍関係の書類 等	岡山家庭裁判所 倉敷支部 ☎086-422-1038
	相続の放棄	亡くなられた方の 住所地を管轄する 家庭裁判所	相続放棄の申述書，戸籍関係の書類 等 ※相続を知った日から3か月以内に行う。	
	所得税準確定申告 (所得税の申告が 必要な方)	亡くなられた方の 住所地を管轄する 税務署	※相続を知った日の翌日から4か月以内に 申告と納税を行う。	倉敷税務署 ☎086-422-1201 (自動音声案内)
	遺族厚生年金請求	最寄りの年金事務所	年金請求書，年金手帳，戸籍関係の書類， 死亡診断書の写し 等	倉敷東年金事務所 ☎086-423-6150 (自動音声案内) ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
	共済年金手続き	ご加入の共済組合	各共済組合に連絡し，手続きを行って ください	各共済組合
	健康保険の埋葬料 請求	ご加入の健康保険 組合， 全国健康保険協会 (協会けんぽ各支部)	申請書，埋葬に要した費用の領収書， 死亡診断書の写し 等	各健康保険組合 または， 協会けんぽ各支部
	労災保険の葬祭料 請求	所轄の労働基準監督 署	葬祭料（葬祭給付）請求書，死亡診断書 等	労災保険相談 ダイヤル ☎0570-006031
	労災保険の遺族補 償給付	所轄の労働基準監督 署	支給請求書，戸籍関係の書類， 死亡診断書 等	
	死亡保険金の請求	ご加入の生命保険会 社	請求書，保険証券，戸籍関係の書類， 受取人の印鑑証明書，死亡診断書 等	各保険会社
	土地，建物 (不動産相続登記)	土地・建物を管轄す る法務局	登記申請書，戸籍関係の書類 等 ※相続登記の申請が令和6年4月1日から 義務化されます。(不動産を取得したこと を知った日から3年以内に行う。)	岡山地方法務局 倉敷支局 ☎086-422-1260
	預貯金口座の相続 (名義変更)	お取引の金融機関	※お取引の内容，相続方法により， 必要書類が異なります。	各金融機関
	株式の相続（名義 変更）	証券会社・株式発行 法人	※証券会社ごとに必要書類が異なります。	各証券会社等
	軽自動車（三輪・ 四輪）の相続（名義 変更等）	新使用者の住所地を 管轄する軽自動車検 査協会	管轄の軽自動車検査協会コールセンターへ お問い合わせください。	軽自動車検査協会 岡山事務所 (コールセンター) ☎050-3816-3084

☑	種 別	お手続き先	その他（必要書類等参考）	お問い合わせ
	普通自動車，軽二輪，小型二輪の相続（名義変更等）	管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所	申請書，自動車検査証，戸籍関係の書類等	中国運輸局岡山運輸支局（ヘルプデスク） ☎050-5540-2072
	固定電話（NTT）の承継（名義変更）・解約	NTT 西日本	届出書，戸籍関係の書類 等 ※解約の手続きは電話での申し込み	NTT 西日本☎116 携帯電話・PHSからは ☎0800-2000116
	固定電話（NTT以外）の名義変更・解約	契約している電話会社	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各契約会社
	携帯電話の名義変更・解約	契約している携帯電話会社	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各契約会社
	インターネットの名義変更・解約	契約しているインターネット接続事業者	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各契約会社
	NHK 受信料の名義変更・解約	NHK	NHK に連絡し，手続きを行ってください。	NHK 受信契約フリーダイヤル ☎0120-151515
	電気・ガスの名義変更・解約	契約している各事業者	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各契約会社
	運転免許証の返納	所管の警察署	管轄の警察署へ連絡し，手続きを行ってください。	総社警察署 ☎0866-94-0110 岡山県運転免許センター ☎086-724-2200
	クレジットカードの解約	契約しているクレジットカード会社	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各契約会社
	県営住宅の継承・退去	所管する管理センター	右記に連絡し，手続きを行ってください。	岡山県営住宅管理センター ☎086-222-6696

作成 令和4年1月
改正 令和5年3月
改正 令和6年3月



市の花 れんげ



市の木 もみじ



市の鳥 タンチョウ